

【徴収基準月額表】

世帯の階層区分		基準月額	加算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯（A階層に該当するものを除く。）	2,600 円	260 円
C	当該年度分の市町村民税が均等割の額のみ課税世帯（A階層に該当するものを除く。）	5,400 円	540 円
D1	A階層、B階層及びC階層に属する世帯を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額が右に掲げる税額である世帯	15,000 円以下	790 円
D2		15,001 ～ 21,000 円	1,080 円
D3		21,001 ～ 51,000 円	1,620 円
D4		51,001 ～ 87,000 円	2,240 円
D5		87,001 ～ 171,300 円	3,480 円
D6		171,301 ～ 252,100 円	4,940 円
D7		252,101 ～ 342,100 円	6,500 円
D8		342,101 ～ 450,100 円	8,240 円
D9		450,101 ～ 579,000 円	10,200 円
D10		579,001 ～ 700,900 円	12,340 円
D11		700,901 ～ 849,000 円	14,700 円
D12		849,001 ～ 1,041,000 円	17,250 円
D13		1,041,001 ～ 1,222,500 円	19,990 円
D14		1,222,501 ～ 1,423,500 円	22,940 円
D15		1,423,501 円以上	全額